

付録一

目次

前文

第一章 総則

第一条 一般的定義

第二条 原則

第三条 目的

第四条 透明性

第五条 秘密性

第六条 租税

第七条 一般的例外

第八条 安全保障のための例外

第九条 非政府機関

第十条 他の協定との関係

第十一条 合同委員会

第十二条 全締約国間の連絡

第二章 物品の貿易

第十三条 定義

第十四条 物品の分類

第十五条 内国の課税及び規則に関する内国民待遇

第十六条 関税の撤廃又は引下げ

第十七条 関税上の評価

第十八条 非関税措置

第十九条 譲許の修正

第二十条 セーフガード措置

第二十一条 国際収支の擁護のための措置

第二十二条 税関手続

第三章 原産地規則

第二十三条 定義

第二十四条 原産品

第二十五条 完全に得られ、又は生産される産品

第二十六条 完全には得られず、又は生産されない産品

第二十七条 域内原産割合の算定

第二十八条 僅少の非原産材料

第二十九条 累積

第三十条 原産資格を与えることとならない作業

第三十一条 直接積送

第三十二条 こん包材料及びこん包容器

第三十三条 附属品、予備部品、工具及び解説資料その他の資料

第三十四条 間接材料

第三十五条 同一の又は交換可能な材料

第三十六条 運用上の証明手続

第三十七条 原産地規則に関する小委員会

第四章 衛生植物検疫措置

第三十八条 適用範囲

第三十九条 権利及び義務の再確認

第四十条 衛生植物検疫措置に関する小委員会

第四十一条 照会所

第四十二条 第九章の規定の不適用

第五章 任意規格、強制規格及び適合性評価手続

第四十三条 目的

第四十四条 適用範囲

第四十五条 権利及び義務の再確認

第四十六条 協力

第四十七条 照会所

第四十八条 任意規格、強制規格及び適合性評価手続に関する小委員会

第四十九条 第九章の規定の不適用

第六章 サービスの貿易

第五十・一条 定義

第五十・二条 適用範囲

第五十・三条 最恵国待遇

第五十・四条 透明性

第五十・五条 国内規制

- 第五十・六条 行政指導
- 第五十・七条 承認
- 第五十・八条 独占及び排他的なサービス提供者
- 第五十・九条 商慣習
- 第五十・十条 セーフガード
- 第五十・十一条 支払及び資金の移転
- 第五十・十二条 国際収支の擁護のための制限
- 第五十・十三条 一般的例外
- 第五十・十四条 補助金
- 第五十・十五条 協力
- 第五十・十六条 新規ASEAN構成国の参加の増大
- 第五十・十七条 市場アクセス
- 第五十・十八条 内国民待遇

第五十・十九条 追加的な約束

第五十・二十条 特定の約束に係る表

第五十・二十一条 約束の適用

第五十・二十二条 漸進的な自由化

第五十・二十三条 特定の約束に係る表の修正

第五十・二十四条 サービスの貿易に関する小委員会

第五十・二十五条 見直し

第五十・二十六条 利益の否認

第六章の附属書A 金融サービス

第A・一条 適用範囲及び定義

第A・二条 透明性

第A・三条 情報の移転及び処理

第A・四条 国内規制

第A・五条 信用秩序の維持のための措置の承認

第A・六条 紛争解決

第六章の附属書B 電気通信サービス

第B・一条 適用範囲

第B・二条 定義

第B・三条 アクセス及び利用

第B・四条 番号ポータビリティ

第B・五条 競争条件の確保のためのセーフガード

第B・六条 主要なサービス提供者による待遇

第B・七条 再販売

第B・八条 相互接続

第B・九条 専用回線によるサービスの提供及び価格の決定

第B・十条 コロケーション

- 第B・十一条 独立の電気通信規制機関
- 第B・十二条 ユニバーサル・サービス
- 第B・十三条 免許
- 第B・十四条 希少な資源の分配及び利用
- 第B・十五条 透明性
- 第B・十六条 紛争解決
- 第B・十七条 国際機関との関係
- 第B・十八条 経過措置
- 経過措置に関する第六章の附属書Bの付録
- 第六章の二 自然人の移動
- 第五十条の二 目的
- 第五十条の二の二 適用範囲
- 第五十条の二の三 定義

第五十条の二の四 特定の約束

第五十条の二の五 申請の処理

第五十条の二の六 透明性

第五十条の二の七 承認

第五十条の二の八 第九章の規定の適用

第五十条の二の九 一般的例外

第五十条の二の十 出入国管理に関する法令に基づく措置

第七章 投資

第五十一・一条 適用範囲

第五十一・二条 定義

第五十一・三条 内国民待遇

第五十一・四条 一般的待遇

第五十一・五条 特定措置の履行要求の禁止

- 第五十一・六条 経営幹部及び取締役会
- 第五十一・七条 留保及び例外
- 第五十一・八条 公衆による意見提出
- 第五十一・九条 収用及び補償
- 第五十一・十条 損失又は損害に対する補償
- 第五十一・十一条 資金の移転
- 第五十一・十二条 代位
- 第五十一・十三条 締約国と他の締約国の投資家との間の投資紛争の解決
- 第五十一・十四条 一般的例外
- 第五十一・十五条 特別な手続及び情報の要求
- 第五十一・十六条 新規ASEAN構成国に対する特別のかつ異なる待遇
- 第五十一・十七条 投資の促進
- 第五十一・十八条 投資の円滑化

第五十一・十九条 一時的なセーフガード措置

第五十一・二十条 信用秩序の維持のための措置

第五十一・二十一条 利益の否認

第五十一・二十二条 投資に関する小委員会

第五十一・二十三条 作業計画

第七章の附属書 A 収用及び補償

第八章 経済的協力

第五十二条 基本原則

第五十三条 経済的協力の分野

第五十四条 経済的協力に関する小委員会

第五十五条 経済的協力のための事業計画

第五十六条 経済的協力のための資源

第五十七条 経済的協力に関する活動の実施

第五十八条 次章の規定の不適用

第九章 紛争解決

第五十九条 定義

第六十条 適用範囲

第六十一条 連絡部局

第六十二条 協議

第六十三条 あっせん、調停及び仲介

第六十四条 仲裁裁判所の設置

第六十五条 仲裁裁判所の構成

第六十六条 第三国

第六十七条 仲裁裁判所の任務

第六十八条 仲裁裁判手続

第六十九条 裁定案及び裁定

第七十条 仲裁裁判手続の停止及び終了

第七十一条 裁定の実施

第七十二条 代償及び譲許の停止

第七十三条 費用

第十章 最終規定

第七十四条 目次、見出し及び小見出し

第七十五条 見直し

第七十六条 附属書及び注釈

第七十七条 改正

第七十八条 寄託者

第七十九条 効力発生

第八十条 脱退及び終了

附属書一 関税の撤廃又は引下げに関する表

附属書二	品目別規則
附属書三	情報技術製品
附属書四	運用上の証明手続
附属書五	経済的協力のための事業計画
附属書六	特定の約束に係る表
附属書七	最恵国待遇の免除に係る表
附属書八	第五十・三条3の規定に関する締約国の表
附属書九	自然人の移動に関する特定の約束